

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高橋 はるみ

目次

規 則

○民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 (法制文書課)	1
○北海道職員倫理規則の一部を改正する規則..... (人事課)	1
○民法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... (法制文書課)	1
○文化財保護法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... (自然環境課)	2
○北海道立女性プラザ条例施行規則の一部を改正する規則..... (男女平等参画室)	3
○北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則..... (地域保健課)	3
○北海道地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則..... (商業経済交流課)	3
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を 定める規則の一部を改正する規則..... (農政課)	3
○動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則..... (酪農畜産課)	3
○北海道保健所運営協議会条例施行規則を廃止する規則..... (地域保健課)	4
○北海道立社会福祉総合センター条例施行規則を廃止する規則..... (地域福祉課)	4
○北海道水産物検査条例施行規則を廃止する規則..... (水産経営課)	4

規 則

民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第25号

民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(平成17年北海道条例第20号)の施行期日は、平成17年4月1日とする。

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道規則第26号

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則

北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「第2条第11項」を「第2条第16項」に改める。

別記第2号様式末尾欄外注の事項中「新株予約権付社債券」の次に「(株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道職員倫理規則別記第2号様式の規定は、平成18年3月1日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

民法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第27号

民法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第1条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和51年北海道規則第56号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式(裏)を次のように改める。

民 法 抜 粋

(法人の業務の監督)

第67条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「能力」を「行為能力」に改める。

（北海道税条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第16条の4（見出しを含む。）中「取消」を「取消し」に改める。

（農地法施行細則の一部改正）

第4条 農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式8注3の事項の表中

地下・空中の地上権を取得するとき。

付表5 地下・空中の地上権設定（移転）調書
（2部）

を

地下・空間を目的とす

る地上権を取得するとき。

付表5 地下・空間を目的とする地上権設定（移転）調書
（2部）

に改

め、同様式付表5中「地下・空中の地上権設定（移転）調書」を「地下・空間を目的とする地上権設定（移転）調書」に改める。

（農業協同組合法施行細則及び森林組合法施行細則の一部改正）

第5条 第1号に掲げる規則の規定中「不整事項」を「法令若しくは定款の違反又は著しく不当な事項がある場合」に改め、第2号に掲げる規則の規定中「不整事項報告書」を「法令違反等報告書」に、「不整事項を」を「法令違反等を」に、「不整事項の」を「法令違反等の」に改める。

(1) 農業協同組合法施行細則（平成15年北海道規則第73号）第41条第2項及び森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）第11条

(2) 農業協同組合法施行細則別記第45号様式及び森林組合法施行細則別記第12号様式

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

文化財保護法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第28号

文化財保護法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道立自然公園条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号イ中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第20条第12号中「第72条第1項」を「第115条第1項」に改め、同条第71号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第22条第15号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第35条第10号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(ホ)中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同条第4号工中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第19条第9号力中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

（北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号ネ及び第19条第10号ク中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第21条第7号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第33条第1項第1号ウ(キ)及び第2号オ(ウ)並びに第2項第2号工中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

（風致地区内建築等規制条例施行規則の一部改正）

第4条 風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次のよ

うに改正する。

第7条第31号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に、「第83条の3第1項」を「第143条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道立女性プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第29号

北海道立女性プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立女性プラザ条例施行規則（平成3年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第7条から第18条までを削る。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第30号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。
別表の水の項中「5,500円」を「6,600円」に、「4,850円」を「6,100円」に、「4,300円」を「5,200円」に、「7,600円」を「8,650円」に、「8,350円」を「9,250円」に、「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第31号

北海道地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方卸売市場条例施行規則（昭和46年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（委託手数料に関する事項）

第2条の2 条例第3条第1項第4号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 委託手数料の徴収の方法に関する事項
- (2) 委託手数料の額の決定に関する事項
- (3) 委託手数料の額の周知に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定（第2条の2第2号及び第3号に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第5号」を「別表第1の5の項(5)」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第33号

動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則

動物用医薬品等取締規則施行細則（昭和36年北海道規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和36年農林水産省令第3号」を「平成16年農林水産省令第107号」に改める。

第2条の見出し中「販売業」を「動物用医薬品販売業」に改め、同条中「第20条、第21条及び第23条」を「第92条、第93条及び第96条」に、「設備」を「及び設備」に改める。

第5条中「第31条第1項」を「第110条第1項」に、「謄本又は抄本」を「写し」に改める。

第9条を次のように改める。

（動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請）

第9条 法第39条第1項の許可の申請は、省令第116条に定めるもののほか、店舗の構造及び設備の概要を説明する図面を添えてしなければならない。

本則に次の1条を加える。

（権限の委任）

第10条 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長に委任する。

- (1) 法第24条第1項の規定による動物用の医薬品の販売業（特例販売業に限る。以下同じ。）の許可に関する事。
- (2) 法第24条第2項の規定による動物用の医薬品の販売業の許可の更新に関する事。
- (3) 法第38条において準用する法第10条の規定による動物用の医薬品の販売業に係る休業等届出の受理に関する事。
- (4) 政令第44条第1項の規定による動物用の医薬品の販売業の許可証の交付に関する事。
- (5) 政令第45条第1項の規定による動物用の医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関する事。
- (6) 政令第46条第1項の規定による動物用の医薬品の販売業の許可証の再交付に関する事。
- (7) 政令第46条第3項の規定による動物用の医薬品の販売業の許可証の返納の受理に関する事。
- (8) 政令第47条の規定による動物用の医薬品の販売業の許可証の返納の受理に関する事。
- (9) 政令第48条の規定による動物用の医薬品の販売業の許可台帳の備付け等に関する事。
- (10) 省令第112条の規定による動物用の医薬品の販売業の許可に係る品目の変更又は追加に関する事。

別記第4号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされている申請その他の行為がこの規則の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の動物用医薬品等取締規則施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道保健所運営協議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

北海道保健所運営協議会条例施行規則を廃止する規則

北海道保健所運営協議会条例施行規則（昭和29年北海道規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道立社会福祉総合センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第35号

北海道立社会福祉総合センター条例施行規則を廃止する規則

北海道立社会福祉総合センター条例施行規則（昭和54年北海道規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道水産物検査条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第36号

北海道水産物検査条例施行規則を廃止する規則

北海道水産物検査条例施行規則（昭和25年北海道規則第162号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。